

福島県高齢者居住安定確保計画（改定版）



ふくしまから
はじめよう。

2018年3月

福島県

目 次

I	福島県高齢者居住安定確保計画について	．．．．．P. 2
1	計画の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
II	高齢者の住まいの現状と課題	．．．．．P. 4
1	統計データやアンケート等から見える高齢者の住まいの現状	
2	高齢者の住まいに関する課題	
III	高齢者の居住の安定確保に向けた基本目標と基本方針	．．．．．P. 9
1	基本目標	
2	基本方針	
3	施策体系	
IV	高齢者の居住の安定確保のための施策	．．．．．P. 14
1	東日本大震災等からの復興と持続可能な地域社会づくり	
2	高齢者の豊かな住まいの実現	
V	生活圏別施策	．．．．．P. 31
VI	施策推進のための役割・体制	．．．．．P. 36
1	行政の役割	
2	施策の推進にあたって	
VII	資料	．．．．．P. 38

※福島県高齢者居住安定確保計画は、福島県住生活基本計画（2016～2025）及び「第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画」（2018～2020）の関連計画であり、説明のある用語以外の定義等は、これらの計画に定めるところによります。
なお、主語が明記されていない文章の主語は、県及び市町村とします。

I 福島県高齢者居住安定確保計画について

1 計画の目的

本県においては、2015年の国勢調査によると高齢化率が約29%と、全国平均（約27%）よりも高くなっており、間もなく県民の3人に1人が高齢者となることから、介護等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

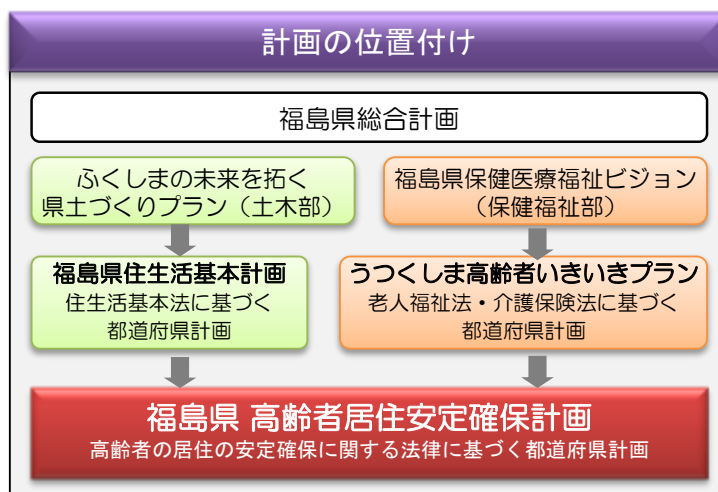
また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）により甚大な被害を受け、応急仮設住宅等への避難により、未だに居住の安定が確保されていない方が少なくありません。この結果、被災地域にも多く見られた多世代同居世帯が分離し、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど、高齢者の生活環境や住環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

本計画は、このような状況を踏まえ、①東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定の確保、②地域包括ケアシステムによる適切な介護サービス等の提供の実現、③全ての高齢者が自立し元気に暮らすことのできる良好な住環境の確保を図るため、暮らしの基盤である住宅や老人ホーム等施設^{※1}について、県民、民間事業者、市町村、県等が共有すべき高齢者の居住の安定確保に関する基本目標・方針や施策の方向等を定めるものであり、住宅施策と福祉施策の緊密な連携のもと、各種施策を総合的・計画的に推進するためのものです。

^{※1} 老人ホーム等施設とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護療養病床）、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームをいいます。

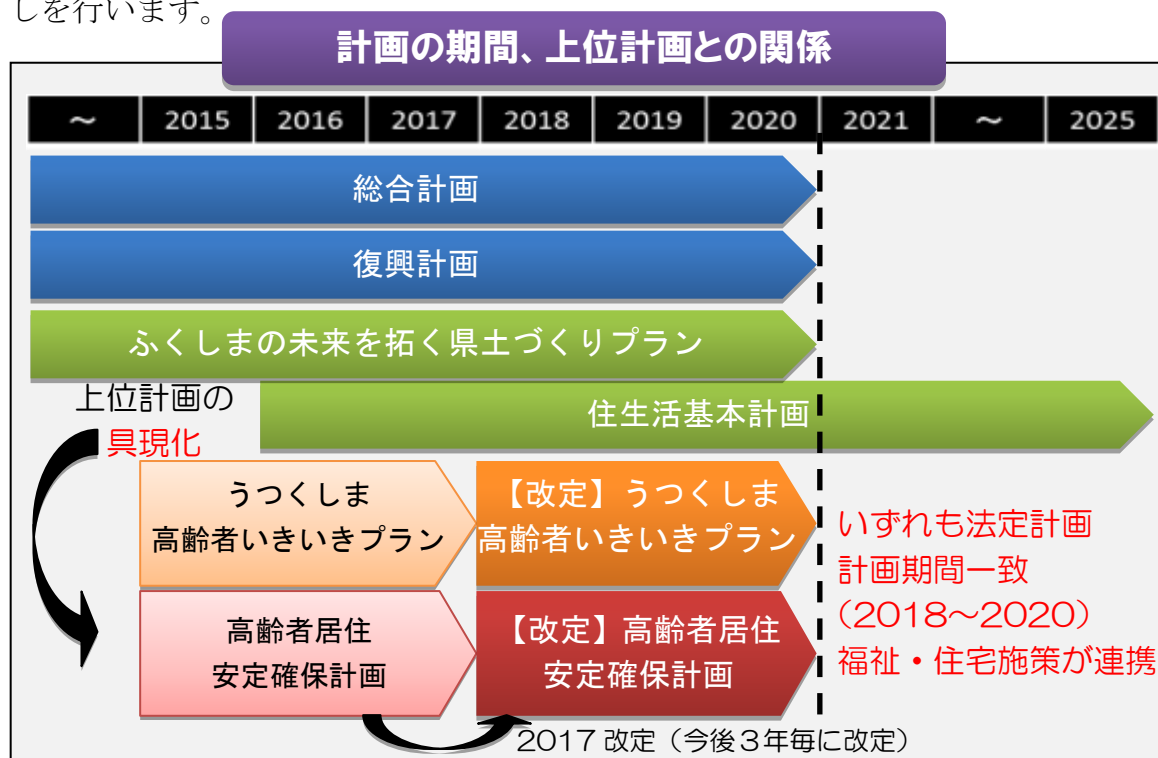
2 計画の位置付け

本計画は「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）（平成13年法律第26号）」に基づく都道府県の「高齢者居住安定確保計画」としての位置付けを持ち、「福島県住生活基本計画」と「第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画」（以下「うつくしま高齢者いきいきプラン」という。）の施策別計画として策定しており、「うつくしま高齢者いきいきプラン」にあわせて改定するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、2018年度から2020年度までの3年間とし、上位計画「うつくしま高齢者いきいきプラン」の改定や高齢者を取り巻く住まいの状況等の変化、東日本大震災及び原子力災害による本県の社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。



II 高齢者の住まいの現状と課題

高齢者の住まいの現状と課題は、①住まいに関する全国的な統計調査である「住宅・土地統計調査」及び「住生活総合調査」の集計結果、②これらに東日本大震災や原子力災害による社会情勢の変化を加味した推計、③7つの生活圈域ごとに実施した民間の建築、福祉、まちづくりの事業者及び県と市町村の福祉・住宅分野の担当者が参加する「地域住宅懇談会」での意見、④有識者等による高齢者居住検討部会による議論から、以下のとおり整理しました。

1 統計データやアンケート等から見える高齢者の住まいの現状

① 高齢者の人口について（Ⅶ資料（1）（3）（4）参照）

- ・ 2017年10月1日現在の福島県の住民基本台帳における人口は1,923,165人、65歳以上の高齢者人口は565,037人であり、高齢化率は29.4%となっています。
- ・ 75歳以上の高齢者人口は、291,364人であり、総人口の15.2%を占めています。
- ・ 2014年と2017年を比較すると、高齢化率は1.7ポイント、75歳以上高齢者の割合（以下「後期高齢化率」という。）は0.4ポイント上昇しています。
- ・ 今後人口が減少していく中、2025年に高齢者人口はピークを迎えますが、75歳以上の高齢者人口の増加及び高齢化率の上昇は続いていくものと推測されています。
- ・ 圏域別に見ると、高齢化率、後期高齢化率とも南会津圏域が40.2%、24.5%といずれも最も高く、県中圏域が26.7%、13.3%といずれも最も低い状況となっています。

② 高齢者の世帯数について（Ⅶ資料（2）参照）

- ・ 県内の総世帯数は、2010年をピークにそれ以降は減少していく見込みでしたが、東日本大震災に起因する世帯分離等により、2017年10月1日現在、なお増加が続いています。また、高齢世帯^{※2}数は増加し、高齢者人口と同じく2025年にピークを迎え、全世帯の45%に迫る見込みです。
- ・ 県内の65歳以上の高齢者のいる世帯構造の年次推移を見ると、単独世帯数は増加し続け、夫婦のみの世帯数は2025年を境に減少する見込みです。

^{※2} 高齢世帯とは、世帯主の年齢が65歳以上の世帯をいいます。

③ 要介護・要支援の認定高齢者数について

- ・高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合は、介護保険制度の定着や高齢化の進展、特に75歳以上の高齢者の増加などから、制度が始まった2000年以降一貫して上昇を続けており、2017年9月末で107,416人、第1号被保険者^{※3}に占める割合（認定率）は19.1%となっています。
- ・2025年度には126,523人、第1号被保険者に占める割合（認定率）は21.3%となる見込みで、介護サービスの需要はますます増えると予想されます。

④ 高齢者の住まいについて

- ・高齢者のいる世帯の約9割は持家に居住しており、残りの約1割は借家となっています。全国平均（持家約8割、借家約2割）と比較して持家の比率が高くなっています。
- ・「手すりがある」、「段差のない室内」など的高齢者のための設備がある住宅は、高齢者のいる世帯の持家で68.1%、借家で35.7%（共に2013年）となっており、借家でのバリアフリー化が持家と比べて、また、全国平均（借家41.3%）と比べても遅れています。

⑤ 住まいに関する高齢者の意向について

- ・多くの高齢者が住み慣れた地域や住宅で、できるだけ長く暮らしたいという意向を持っています。
- ・中山間地域では移動も困難でコミュニティが希薄となっており、心身の疲れなどから暮らしやすい町場に移る方もいます。
- ・冬季に高齢者が一時的に集まって住むことができる場所を求めている地域があります。

⑥ 被災高齢者等の意向について

- ・原子力災害による避難者のうち、災害発生前の居住地に戻りたい、または条件付きで戻りたいといった、戻る意志のある避難者は若年層に比べ高齢者で多くなっており、長年住み慣れた地域や住宅で生活したいという意向が表れています。
- ・そのような中、災害・復興公営住宅の入居が進み、被災高齢者の入居率は44%であり、一般の公営住宅と比較すると、高齢者の割合が高い傾向にあります。

^{※3} 第1号被保険者とは、介護保険制度において65歳以上の方をいいます。

- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅^{※4}・セーフティネット住宅^{※5}・老人ホーム等施設について
- ・介護老人福祉施設などが不足する中で、サービス付き高齢者向け住宅は新たな高齢者向け賃貸住宅^{※6}として整備が期待されていましたが、近年、整備戸数の伸びが少なく、廃止するケースもあります。
 - ・サービス等は物件や事業者によって異なり、入居時に必要な情報を正確に伝えることが重要です。そのため、登録された内容と実際に提供されているサービス内容を確認する管理・監視体制の充実が求められています。
 - ・2017年10月25日に施行された高齢者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録制度については、法の公布から施行までの期間が短かったことなどから、制度の周知・普及が求められています。
 - ・有料老人ホームは、在宅での生活が困難な高齢者の住まいとして年々増加しており、定員は4,223人(2017年4月)となっています。
 - ・介護老人福祉施設の2017年4月現在の定員は11,253人ですが、入所者数は10,877人、入所希望者数は10,137人(他施設や病院等に入所、入院している人を含む)となっています。
 - ・介護老人福祉施設の待機者については、在宅での待機が困難な場合、有料老人ホーム等施設が受け皿となっています。

【P. 4～6の統計データ出典】

- ・人口の実績
2014年データ：福島県現住人口調査(2014)
2017年データ：市町村に照会した住民基本台帳における人口より算出(2017)
- ・世帯数の実績：国勢調査(2015)
- ・持家：住宅・土地統計調査(2013)
- ・人口、世帯数の予測：国立社会保障・人口問題研究所(2014.4※データは2010)
- ・要介護・要支援認定者数：各市町村の介護保険事業計画における推計値の合計

※4 サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法に基づく、一定のサービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅のうち、県又は中核市から登録を受けた住宅です。前身となる高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅は2011年10月20日に廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に一元化されました。

※5 セーフティネット住宅とは、住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号))に基づく、住宅確保要配慮者を拒まない住宅として、県又は中核市に登録された住宅です。

※6 高齢者向け賃貸住宅とは、高齢者が住まうことができる賃貸住宅の総称で、シルバーハウジングやサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅、その他民間賃貸住宅を含みます。

2 高齢者の住まいに関する課題

① 東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定確保

- ・東日本大震災や原子力災害による被災者のうち、高齢者がいる多世代世帯などでは、広い一戸建ての持ち家から狭い応急仮設住宅等へ避難せざるを得なかったことから、多くの世帯が分離しました。このため、高齢者単身や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、慣れない避難地での孤立やコミュニティの希薄化への対策が重要となっています。
- ・住宅を失った高齢者が東日本大震災の前の安心した生活を取り戻すため、恒久住宅への移行や住宅再建を継続して支援する必要があります。
- ・応急仮設住宅等への入居期間が長期化していることから、入居中及び退去後も地域の見守りなどにより安心して居住できる環境づくりを継続的に進めていく必要があります。
- ・原子力災害により長年空き家となっている住宅について、帰還に向けた住まいに関する不安を払拭するため、建物状況調査により住宅の現状を把握し、適切な対応を行う必要があります。
- ・被災高齢者の住まいの復旧については、高齢者の身体能力に適合した改修工事となるよう支援する必要があります。

② 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ・東日本大震災及び原子力災害からの復興と高齢者が安心して暮らせる健康長寿社会を実現するために、地域の自主性や主体性を尊重しながら、県内各地の実情に応じた地域包括ケアシステムを作り上げることが求められています。
- ・住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが必要です。
- ・老人ホーム等施設や居宅で介護サービス等を提供する人材の確保が課題となっています。
- ・中山間地域等で人口減少が著しい地域では、食事、買い物、入浴、通院など、自立した日常生活を営むことが困難な懸念があり対策が求められています。一方、都市部ではコミュニティの希薄化で孤独死する高齢者が増える懸念があり、見守り体制の構築などが必要です。
- ・東日本大震災等により多世代同居世帯が分離しており、世代間の支え合いによる高齢者の見守り・介護支援が求められています。
- ・病院等の民間施設、道路をはじめとする公共施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインによるまちづくりは、特に市街地から離れた地域で遅れており対策が必要です。

③ 住まいの安全・安心の向上

- ・同居家族の不在や経済的理由等で、耐震性が不十分、浴槽が深く狭い、断熱性が低く寒暖差が激しいといった高齢者の生活に必要な設備が不十分である住宅があり、改善が必要です。
- ・自然災害や火災等による生命の危険を脅かす被害も発生する懸念があります。
- ・賃貸住宅のバリアフリー化は持家に比べ遅れており、賃貸住宅のバリアフリー対策や優良な賃貸住宅の供給が必要です。

④ 高齢者の多様なニーズへの対応

- ・サービス付き高齢者向け住宅は、2011年から登録制度が開始され、増加はしているものの近年、新規登録戸数は伸び悩んでおり、老人ホーム等施設との役割分担のもと、真に必要とする住まいを適切に供給することが必要です。
- ・一方、サービス付き高齢者向け住宅の登録総数（2,831戸（2018.1.1現在））の増加に伴い、登録内容に従った適正な管理・運営について、行政機関による定期的な確認・指導の徹底が求められています。
- ・経済的な理由で高齢者向け賃貸住宅等に入居できない方がいます。
- ・必要となる生活支援サービスを受けることができない収入の低い高齢者への対応が必要です。
- ・高齢者の住宅を安定的に確保するためには、福祉と住宅の連携をより緊密にする必要があります。
- ・高齢者単身又は高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、見守り等の対策が必要です。
- ・高齢者においては、家賃滞納や孤独死、火気の取扱いに対する不安等の理由から賃貸住宅への入居を制限される場合があり、また、適切な規模・設備の住宅が不足していることから、高齢者等の住まいのセーフティネットの充実が求められています。
- ・公営住宅では、連帯保証人制度を弾力的に運用することができますが、すべての市町村での実施には至っておらず、連帯保証人がいない高齢者への対応を検討することが必要です。
- ・介護老人福祉施設では、依然として多くの待機者がいることから、各高齢者福祉圏域の実情に即して整備する必要があります。

Ⅲ 高齢者の居住の安定確保に向けた基本目標と基本方針

1 基本目標

本県の将来（2035年）の人口は約159万人となり、2017年より約18万人減少すると予測されています。併せて高齢者人口も減少する見込みですが、年少人口や生産年齢人口の減少幅の方が顕著であり、高齢化率は現在の約29.4%（2017年）から約37.4%（2035年）に上昇し、3人に1人は高齢者となる見込みです。

このような状況において、本県の特色である温かい県民性と互いを支え合う共助の精神や地域社会のコミュニティによる人々のつながりを継承し、愛着のある住み慣れた地域に、できるだけ長く住み続けたいという想いを実現するため、高齢者の居住の安定確保に向けたこれまでの「基本目標」を継続し、次のように設定します。

温かく支えあう地域で暮らす、高齢者の豊かな住まい

2 基本方針

基本目標「温かく支えあう地域で暮らす、高齢者の豊かな住まい」の実現に向け、施策を進めるための基本方針として、「重点方針」及び「主要方針」を次のとおり設定し、状況の変化に応じて、適時適切に取り組んでいきます。

（1）重点方針：東日本大震災からの復興と持続可能な地域社会づくり

第1：東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定確保

【施策の方向】高齢者の生活再建に向けた住宅の供給と居住環境の再建

東日本大震災等により避難している高齢者は、応急仮設住宅等での暮らしを余儀なくされ、放射性物質の影響などで避難が長期化しており、慣れない避難先での暮らしによる心身の衰弱や孤立化の防止が課題となります。

このため、住宅は日常生活の基盤であり復興には欠かせないものであることから、次の（2）主要方針を基本としながら、被災高齢者の速やかな居住の安定確保とコミュニティの形成を目指します。

第2：高齢者の居住の安定確保に向けた持続可能な地域社会づくり

【施策の方向】地域包括ケアシステムの深化と推進、介護予防の推進と生活支援の充実

高齢者が、今まで暮らしてきた地域の中で、自分の役割や生きがいを実感しながら、地域で共に支え合い、健康で安心して、自分らしい生活が送れるような社会が実現できるような体制整備が望まれています。

このため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図るとともに高齢者の健康寿命をのばし、生活の質を高めていくための新しい介護予防を目指します。

(2) 主要方針：高齢者の豊かな住まいの実現

高齢者の住まいは、持家、賃貸住宅（公的・民間）、老人ホーム（公的・民間）など様々であり、居室の面積や設備等の水準、入居要件（受入可能な介護レベル）、介護サービス等の提供方法や充実度、費用（一時金・月額）、生活の自由度や入居者交流の度合いなど、多くの面で特徴や良し悪しがあります。

一方、高齢者の住まい方へのニーズや家族の意向も多様であり、世帯構成、収入、身体能力、社会情勢等やこれらの変化によって、希望する住まいは異なってきます。

このため、福祉・住宅行政の主体である市町村は、各供給主体（社会福祉法人、民間事業者等）や関係団体・協議会等と連携しながら、次の【基本事項】を念頭に、第1から第3の主要方針に従って、高齢者が真に必要なとする住まいや適切な介護サービスの供給を図ります。

【基本事項】

①適確な現状把握

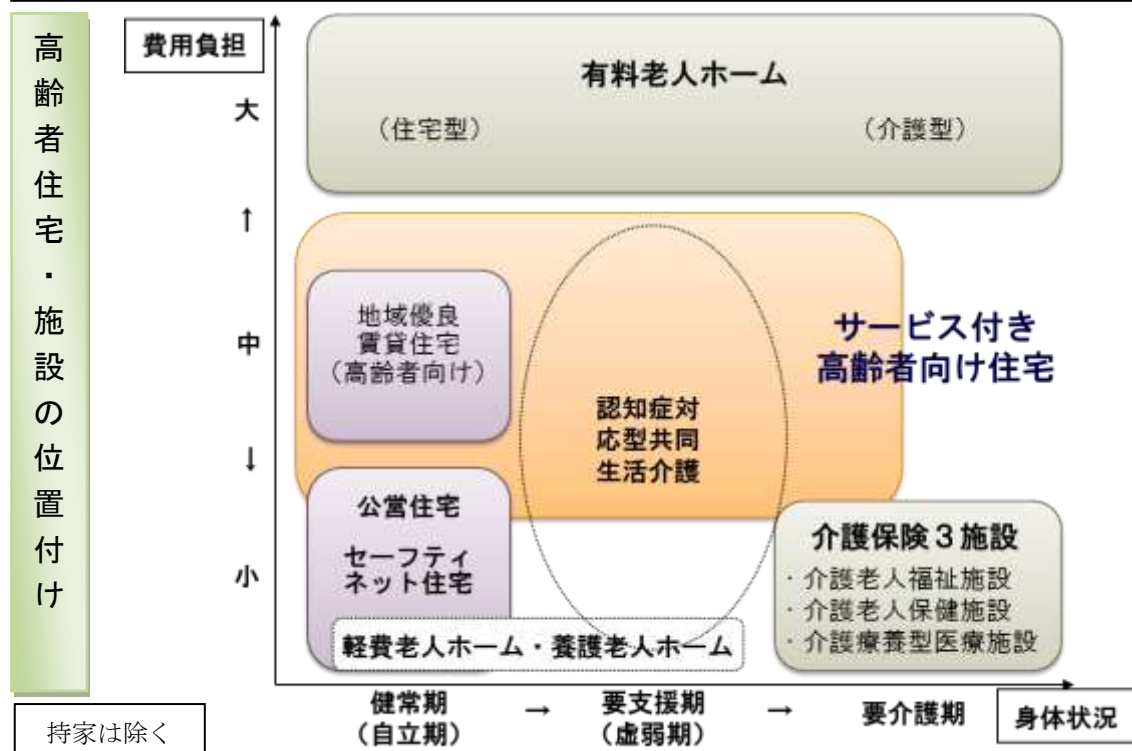
地域における高齢者の居住実態（住まい・サービス）や居住ニーズ等の把握

②住まい・サービスの適正な供給

持家、公的住宅（公営住宅・セーフティネット住宅等）、民間の賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等、そして公的施設（介護老人福祉施設等）など、各々の住まいの役割に応じた必要量の把握と供給量の調整、介護サービスの適正な供給

③住宅に居住する高齢者への支援確保

施設への入所待機者など持家・賃貸住宅に居住する単身高齢者等に対する、バリアフリー改修支援、地域密着型サービスの充実



第1：住み慣れた地域で暮らす快適な住まい

【施策の方向】高齢者の住宅の改修と在宅支援の充実

現在住んでいる住宅や地域で暮らしたいと考えている高齢者が多く、その意向を尊重し、既存コミュニティを維持しながら、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備が重要となります。

本県では、持家・借家とも住宅の面積が比較的大きいものの、高齢者が住む持家の多くは老朽化しており、バリアフリー等の仕様・設備が備わっていないなど、在宅介護や生活支援を受けにくい住宅となっています。

このため、住み慣れた地域で快適に暮らせる住宅性能・住環境の確保を目指します。

第2：集まって住む活気ある暮らし

【施策の方向】高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理の促進

中山間地域では過疎化に伴い、また、市街地や郊外の住宅団地でも核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、高齢者の孤立・孤独化が進行しつつあります。

このため、高齢者が集まって住むことでコミュニティを新たに形成あるいは持続して活力を保ち、生活支援等が容易に受けられる暮らしを目指します。

第3：介護や医療が付加された安心な暮らし

【施策の方向】老人ホーム等施設の整備促進

住み慣れた地域でできるだけ長く住み続けることを前提に、身体機能の低下等により在宅での介護等が困難となった高齢者にとって介護・医療や生活支援サービスが付加された安心な暮らしを目指します。

3 施策体系

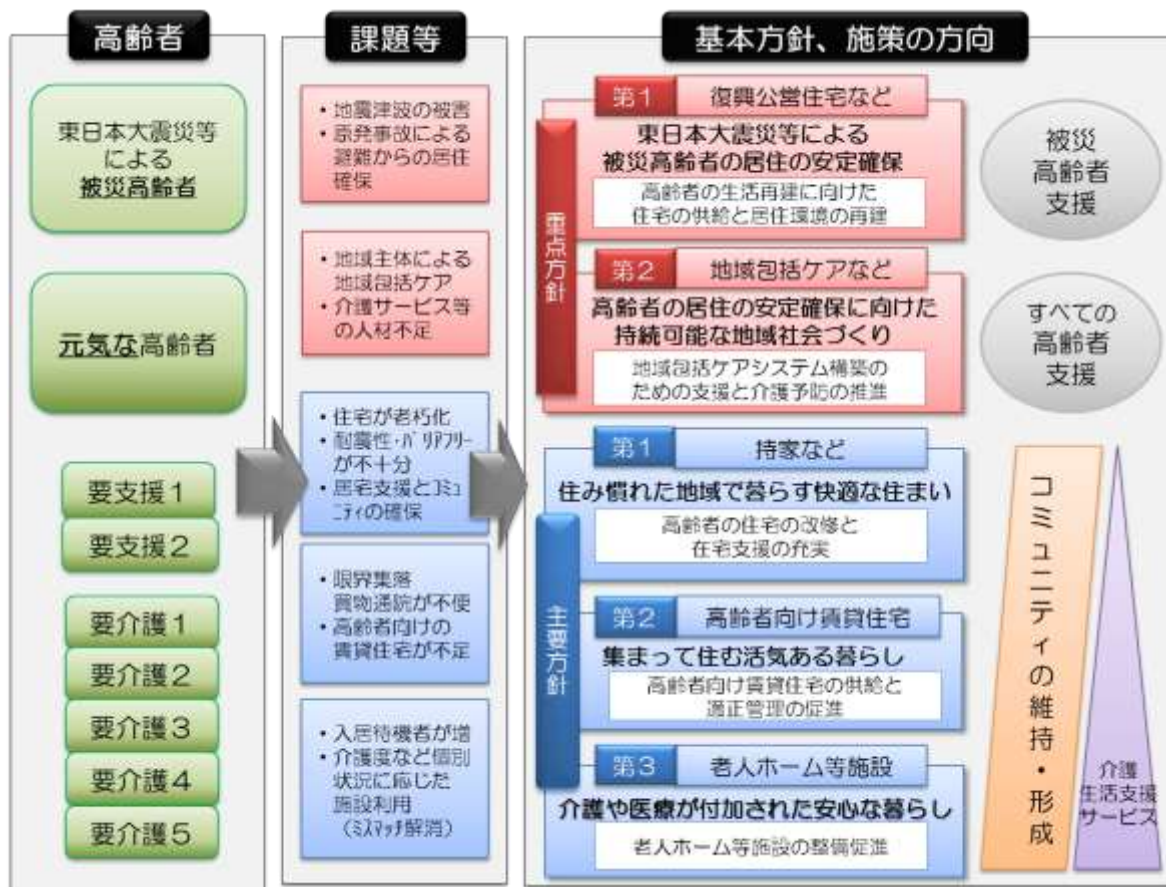
施策の推進に当たっては、基本目標・基本方針に基づき、高齢者の避難の実情、身体の状態や家族構成、個々が抱える課題、時間の経過（5年後、10年後等）に応じて、様々な取組を柔軟に講じていきます。

基本目標

温かく支えあう地域で暮らす、高齢者の豊かな住まい

基本方針	施策の方向	主な取組
重点方針（東日本大震災からの復興と持続可能な地域社会づくり）		
第1 東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定確保	高齢者の生活再建に向けた住宅の供給と居住環境の再建	①コミュニティに配慮した応急仮設住宅等 ②応急仮設住宅等を退去した高齢者の居住の安定確保 ③復興公営住宅等における高齢者の支援 ④被災した高齢者の住宅の再建・改修促進
第2 高齢者の居住の安定確保に向けた持続可能な地域社会づくり	地域包括ケアシステムの深化と推進、介護予防の推進と生活支援の充実	①地域包括ケアシステムの深化と推進 ②健康長寿社会の実現に向けた介護予防の推進と生活支援の充実
主要方針（高齢者の豊かな住まいの実現）		
第1 住み慣れた地域で暮らす快適な住まい	高齢者の住宅の改修と在宅支援の充実	①高齢者に適した良好な住まいの確保 ②高齢者が快適に暮らせる住環境の形成
第2 集まって住む活気ある暮らし	高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理の促進	①高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進 ②生活支援、介護支援等が付いた高齢者向け賃貸住宅の供給促進 【サービス付き高齢者向け住宅に関する登録基準】 ③公営住宅等による居住の安定確保 ④高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
第3 介護や医療が付加された安心な暮らし	老人ホーム等施設の整備促進	①生活支援、介護支援等が付いた老人ホーム等の整備促進 ②有料老人ホームの適正な管理

<課題等と基本方針、施策の方向との関連イメージ>



なお、本県では、歴史文化、気候風土の異なる県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの7つの生活圏で、それぞれ個性ある地域社会が形成され、抱える現状や課題等も異なることから、生活圏毎の地域特性を踏まえながら、必要となる施策を推進していきます（V 生活圏別施策を参照）。

IV 高齢者の居住の安定確保のための施策

1 【重点方針】東日本大震災からの復興と持続可能な地域社会づくり

(1) 高齢者の生活再建に向けた住宅の供給と居住環境の再建

① コミュニティに配慮した応急仮設住宅等

東日本大震災等により分断されたコミュニティを再生するため、高齢者の孤立を防ぎ、互いに見守り合う自立した地域社会を実現することが重要となっています。

このため、復興により解体が進む応急仮設住宅等においても、引き続き、コミュニティ施設やグループホームなどの交流施設の運営を継続し孤立を防止するとともに、見守り活動や介護など必要なサービスの提供を実施します。

○主な施策や事業等

- 応急仮設住宅等の適正な維持管理
- 応急仮設住宅団地におけるコミュニティ施設の維持管理
- 高齢者等サポート拠点による介護サービス等の提供
- 応急仮設住宅等における見守り活動、専門的ケアの提供

応急仮設住宅のコミュニティ対策、介護等サービス

●高齢者見守り型



車椅子に対応

●コミュニティ形成支援



ぬれ縁

② 応急仮設住宅等を退去した高齢者の居住の安定確保

本県では、原子力災害等の影響により、多くの高齢者が応急仮設住宅等を退去した後も様々な条件により住み慣れた地域以外での生活を余儀なくされています。

また、避難生活が長期化する中で、被災高齢者を取り巻く環境は深刻さを増しており、復興公営住宅への入居や自宅の再建などに伴い、分散化していく被災高齢者の相談・見守りや身体的・精神的疲労に対する心のケアを図り、孤立化や孤独死を防止するきめ細かな支援体制を構築していく必要があります。

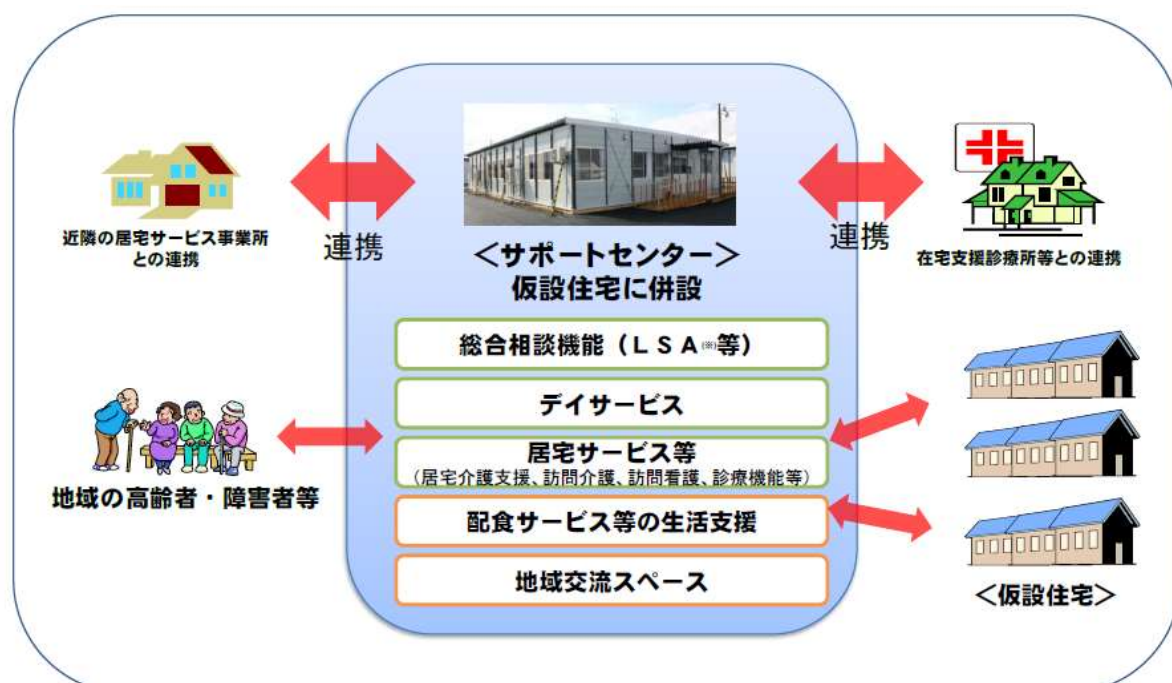
このため、応急仮設住宅等を退去した後も必要となる見守りやコミュニティの維持形成など、被災高齢者に対する支援体制を充実します。

○主な施策や事業等

- 応急仮設住宅等を退去した高齢者に対する市町村による見守り訪問、孤立化防止・傾聴を行う相談員等の適正な配置
- 復興公営住宅へのコミュニティ交流員（入居者や地域住民との交流活動の仕組みづくりを担う（P.17 参照））の配置
- 関係市町村と連携した高齢者等サポート拠点による介護サービス等の提供（再掲）

【具体的取組】

○高齢者等サポート拠点



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

③ 復興公営住宅等^{※7}における高齢者の支援

整備した復興公営住宅等における被災者の生活再建のため、高齢者に配慮した施設や医療・福祉との連携、地域社会との調和等が重要となっています。

このことから、避難元自治体や避難先自治体と連携を図りながら、ユニバーサルデザインやコミュニティに配慮して整備した復興公営住宅等において、コミュニティ交流員等による入居者間や地域との交流、高齢者等サポート施設でのサービスの提供を行います。

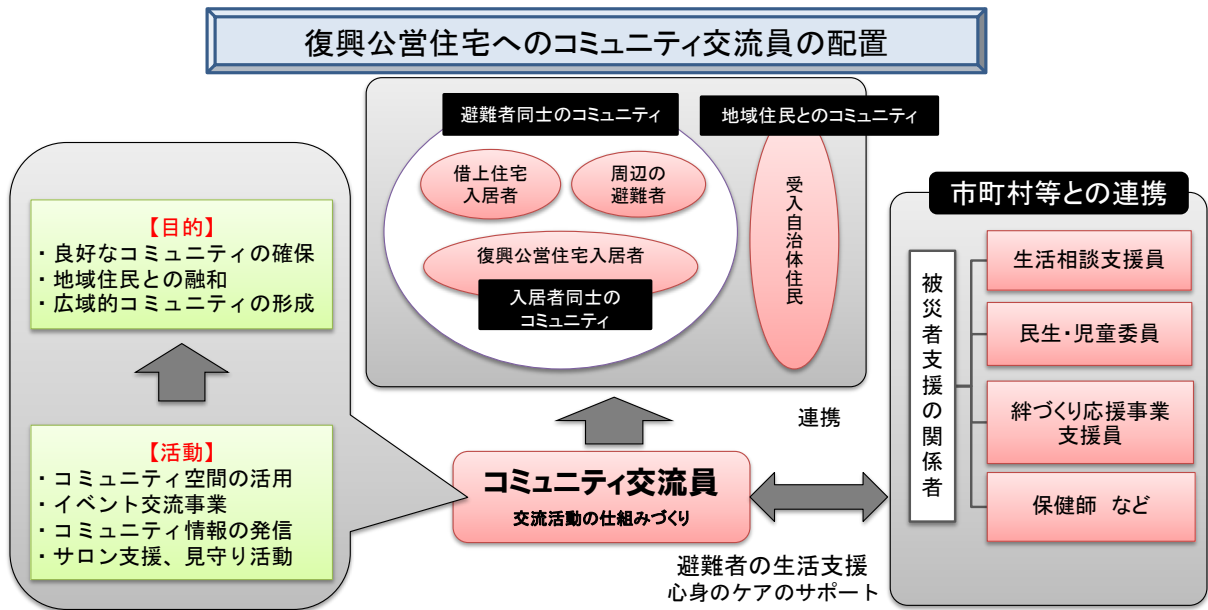
また、各団地における自治会等からのコミュニティ形成のための提案等の自発的な取組について、条例等の基準を踏まえ、できる限り尊重していきます。

○主な施策や事業等

- 復興公営住宅等へのコミュニティ交流員（入居者や地域住民との交流活動の仕組みづくりを担う）等の配置
- 関係市町村と連携した高齢者等サポート拠点による介護サービス等の提供
- 指定管理者等による高齢者の見守り体制の充実



^{※7} 復興公営住宅等とは、地震・津波災害等により住宅を失い、又は原子力災害により長期避難を余儀なくされ、若しくは避難元へ帰還した者のために、県や市町村が整備・管理する低廉な家賃の公営住宅です。



●復興公営住宅コミュニティ交流スペース【県営平赤井団地（いわき市）】



●復興公営住宅コミュニティ集会所【県営東原団地（郡山市）】



④ 被災した高齢者の住宅の再建・改修促進

被災者の生活再建の第一歩として、生活の基盤となる住まいの再建を実現することが重要です。

このことから、地震等で損壊した高齢者の住宅を適切な手法により復旧・改修工事を行うことができるよう、バリアフリー改修及び耐震改修などとの一体的な改修の促進やリフォームの注意点及び支援制度などの情報発信、住宅再建に向けた相談窓口などの充実を図ります。

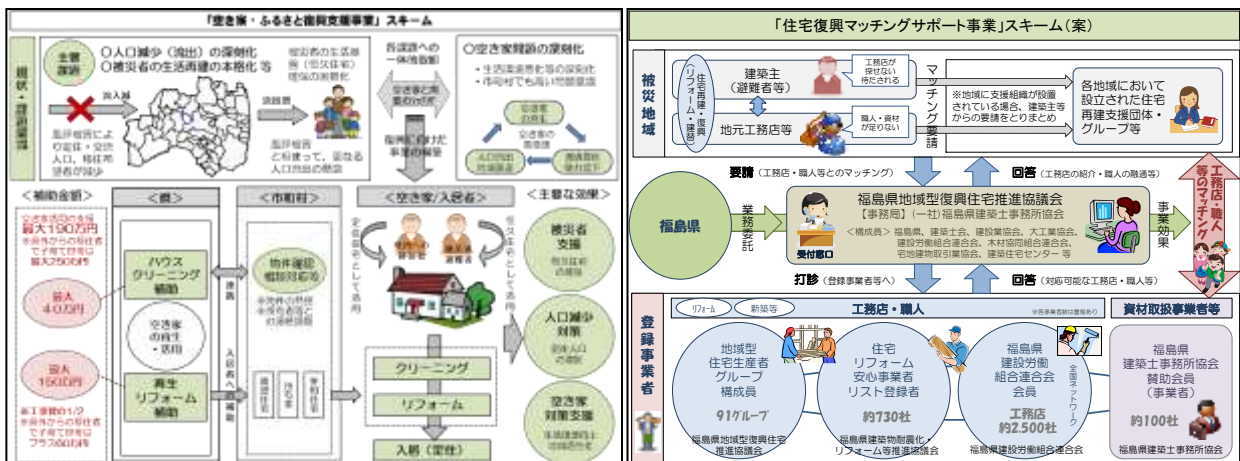
また、長年空き家にしてきた自宅の不具合や要修繕箇所、費用等の適正な把握をするための調査を促進することにより、住み慣れた地域（住まい）での帰還を支援します。

さらに、住宅の二重ローン対策など、金融機関と連携して、被災した住宅の改修にかかる費用の負担軽減を推進します。

○主な施策や事業等

- 被災者住宅相談窓口によるバリアフリー改修及び耐震改修などの住宅相談
- 応急仮設住宅等で生活している被災者への住宅の改修や再建に関する出前相談の実施
- 福島県居住支援協議会による多様な主体と連携した高齢者の住まい向けのリフォームなどに関する情報発信・相談
- 空き家・ふるさと復興支援事業による被災者が行う空き家改修への支援
- 住宅再建を行う被災者と工務店等を結び付けるための相談窓口の設置
(住宅復興マッチングサポート)
- 福島県産材を使用して住宅の新築や増築を行う方への支援
- 避難指示を受けた市町村が行う住宅の建物状況調査（インスペクション）への支援
- 住宅の二重ローン対策

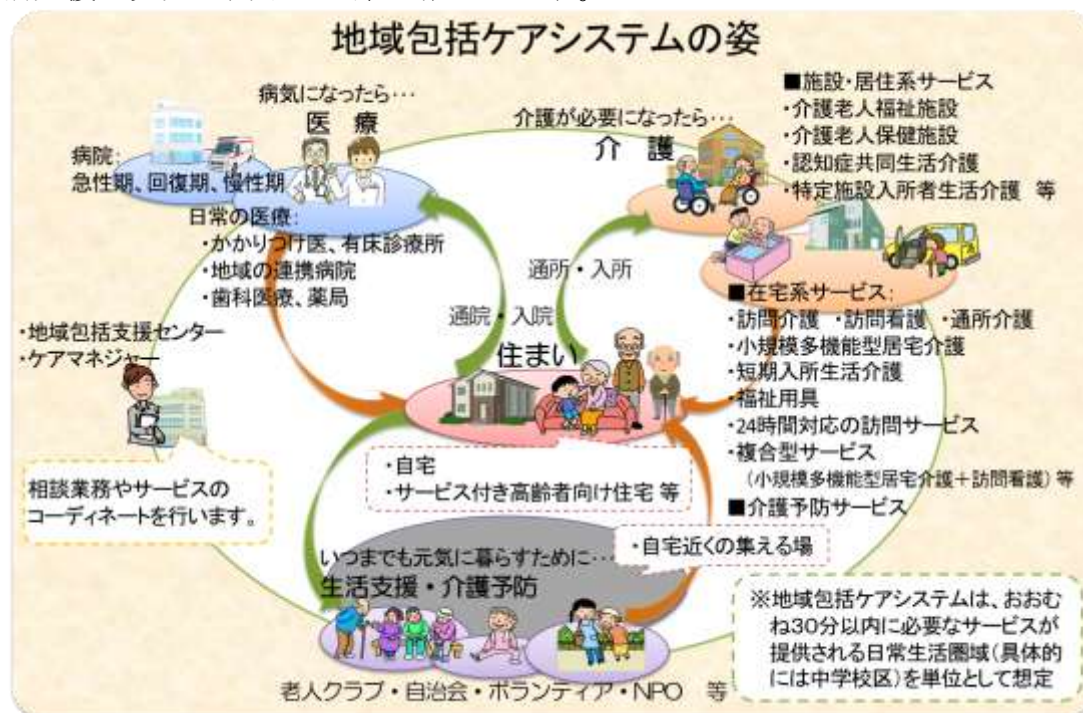
【具体的取組】



(2) 地域包括ケアシステムの深化と推進、介護予防の推進と生活支援の充実

① 地域包括ケアシステムの深化と推進

地域包括ケアシステムの深化と推進のため、地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護の連携、認知症施策・介護予防と生活支援の充実に向けた施策を推進します。



地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



出典：厚生労働省

② 健康長寿社会の実現に向けた介護予防の推進と生活支援の充実

高齢者が、健康でいきいきとした生活ができる「健康長寿社会」の実現に向け、要介護又は要支援にならないよう介護予防の取組を推進するとともに、支援が必要な状態になっても、地域で安心して在宅生活を継続するために本人が希望する多様な生活支援等サービスの構築を推進します。

また、要介護高齢者を対象に、通いを中心として訪問や宿泊を組み合わせて多機能な介護サービスを受けられる小規模多機能型居宅介護や、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応をする定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、地域密着型サービスが県内各地で利用できるように地域包括ケアシステムの基盤整備を図ってまいります。

さらに、在宅や施設など地域全体における介護職員の需要増に対応するため、介護福祉士等修学資金の貸付や初任者研修への補助等を行うとともに、介護職員に対する資質向上のための研修を実施するなど、介護人材の確保、育成に努めます。

○主な施策や事業等

- 地域包括支援センターの機能強化
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援体制整備の推進
- 地域ケア会議の支援
- 介護予防の推進と生活支援の充実
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保
- 地域包括ケアシステムを支える人材の資質の向上

2 【主要方針】高齢者の豊かな住まいの実現

(1) 高齢者の住宅の改修と在宅支援の充実

① 高齢者に適した良好な住まいの確保

高齢者の住まいには、身体機能が低下しても自立して暮らしやすくなるよう、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化を図るとともに、温度差の少ない室内や、使いやすく、快適な浴室、トイレなどの整備が求められます。

これらのことから、介護保険制度による住宅改修を促進するとともに、この制度の対象とならない高齢者世帯に対する改修支援施策を「地域住宅計画」へ位置付け、国の交付金等を活用して改修費用の助成を行うなど、市町村と連携をしながら高齢者の住宅改修を促進します。

また、高齢者のヒートショックによる事故を防止するため、既存戸建住宅の断熱改修工事を支援します。

なお、高齢者の個々の心身の状況に応じた、より生活しやすい住宅へ改修するため、設計や施工を行う建築士や大工などとリハビリテーション医療を担う理学療法士・作業療法士などが住宅改修へ適切な助言を行える体制の充実を図ります。

その他、世代間の支え合いによる高齢者の見守り・介護支援が行えるよう、多世代の同居・近居を推進します。

○主な施策や事業等

- 高齢者の住宅のバリアフリー改修工事への支援
- 県居住支援協議会による住宅改修に関する相談対応
- 県介護実習・普及センターにおける住宅改修に関する相談支援
- 市町村や地域包括支援センターと連携した高齢者の相談対応
- 高齢者向け返済特例制度（リフォーム融資）の活用支援
- 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の普及促進
- 高齢者の住宅の改修において適切な助言を行う専門家（高齢者等住宅改修アドバイザー、福祉用具・住宅改修相談員）の登録とその活用の促進
- 戸建住宅の省エネルギー改修工事への支援
- 多世代が同居・近居するための住宅取得等に対する支援

高齢者の住宅改修への支援

● 介護保険による住宅改修への支援制度

要支援・要介護認定を受けた高齢者が在宅で介護等を受ける際に必要となる手すりの設置や段差解消等の改修工事費の一部を介護保険から給付。

● 地域住宅計画による住宅改修への支援制度

要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対し、一部の市町村において、バリアフリー改修費の一部を補助。



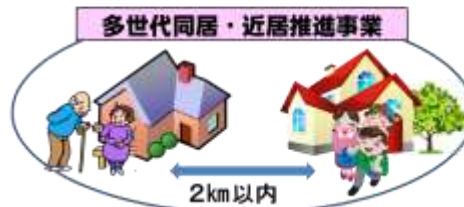
福島県多世代同居・近居推進事業

【概要】

県内で新たに多世代で同居・近居を行うための新築・中古住宅の取得や二世帯住宅にするための増築又は改修等に要する費用の一部を補助する。

【交付概要】

- 交付対象
- ①同居・近居するための住宅取得(新築・中古住宅)
 - ②同居するための自宅を二世帯住宅にするリフォーム工事
※近居の要件は、住宅間の距離がおおむね2km以内
- 補助額 工事費の1/2 又は下記①～③の合計のいずれか低い額
- ①補助基本額 50万円
 - ②子供加算額 子供1人につき10万円 (18歳未満、4人まで)
 - ③県外移住世帯加算額 20万円



事業目的・効果

- 祖父母による子育て支援
- 若年世帯による高齢者見守り・介護支援
- 定住人口の増加
- 女性の就労支援
- 中古住宅市場の活性化

福島県省エネルギー住宅改修補助事業

事業の概要

既存戸建住宅の断熱改修工事費の一部を補助します。

【補助金額】

断熱改修に係る経費の1/3又は1/2を補助(上限額80万円～150万円)

※改修内容等により補助率及び上限額が変わる

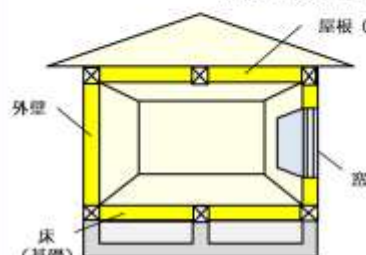
補助対象者

次の全てに該当する方

- ①平成30年4月1日以降に契約すること
- ②補助金の交付申請を工事完了前に行うこと
- ③原則として、工事を平成30年度内に完了すること
- ④県税の滞納が無く、国・地方公共団体による本事業と同様の補助を受けていないこと。

取組のイメージ

【断熱改修工事の実施】

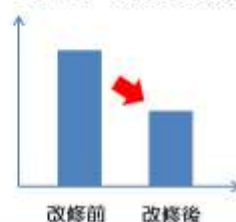


(断熱改修のイメージ)



【効果】

エネルギー消費量の低減等



② 高齢者が快適に暮らせる住環境の形成

介護医療等の民間施設や道路をはじめとする公共施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインによるまちづくりをより一層推進することが必要です。

また、中山間地域や郊外の住宅団地のうち高齢化率が特に高い地域にあっては、介護や生活支援を円滑に受けることができる環境が求められています。

こうしたことから、公共・民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの浸透を図り、さらに介護や生活支援、コミュニティ形成のための施設等の整備を促進します。

○主な施策や事業等

- 民間施設、公共施設のバリアフリー化の推進
- 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」による居住環境づくりの推進
- 「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」による住まいづくりの推進
- 空き家や使われない公共施設の活用によるコミュニティ施設への改修誘導

(2) 高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理の促進

① 高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進

高齢者においては、家賃滞納や孤独死、火気の取扱いに対する不安等の理由から賃貸住宅への入居を制限される場合があり、また、適切な規模・設備の住宅が不足していることから、相談窓口の設置や高齢者を見守るネットワーク構築など高齢者等の住まいのセーフティネットの充実が必要です。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が2017年10月25日に改正・施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録住宅の改修費、家賃等に対する助成制度が創設されました。

このため、登録事務の的確な実施、市町村によるセーフティネット住宅への経済的支援（改修費、家賃・家賃債務保証料に対する補助）の制度構築、賃貸事業者への制度普及を進めていきます。

○主な施策や事業等

- 福島県賃貸住宅供給促進計画の推進
 - ・セーフティネット住宅の登録促進
 - ・登録事務の的確な実施
 - ・市町村による登録されたセーフティネット住宅への経済的支援
 - ・住宅扶助費の代理納付の推進
 - ・関係団体と連携した賃貸事業者への制度普及
- 県居住支援協議会^{※7}による高齢者の賃貸住宅への円滑な入居の支援
 - ・全県における福祉と住宅の連携強化に向けた会議、セミナー、情報発信等
 - ・福島県あんしん賃貸住宅登録制度
 - ※住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供
(県独自の既存制度、新制度の登録対象外住宅を中心に運用継続)
 - ・高齢者等地域見守りネットワーク・サポートサービス
 - ※見守り・安否確認、身元・家賃債務保証、生活サポート、
遺品整理等
 - ・住宅相談窓口の常設、出前相談会
 - ・住宅相談を円滑・的確に行うためのガイドブックの普及

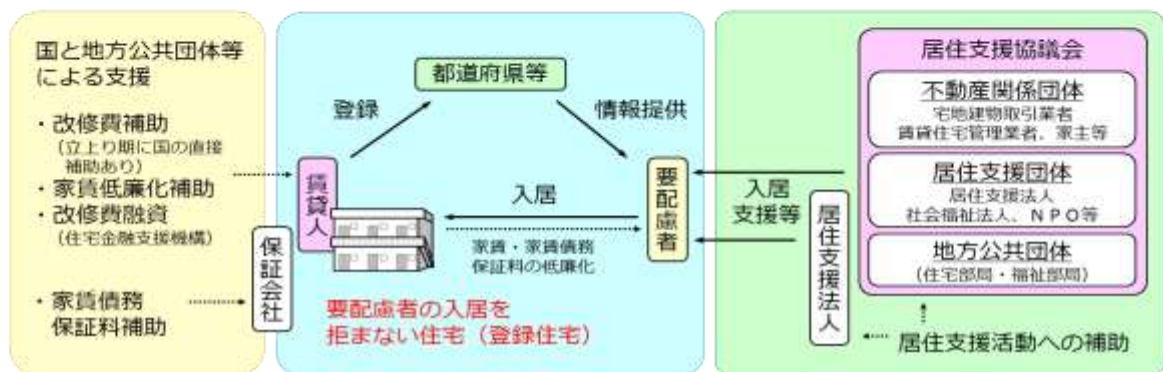
新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

① 住宅確保要配慮者を拒否しない賃貸住宅の登録制度

② 住宅確保用配慮者向けの登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※7 県居住支援協議会とは、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者等で組織された協議会のことです。

② 生活支援、介護支援等が付いた高齢者向け賃貸住宅の供給促進

介護や支援を必要とする高齢者の増加、また高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加及び高齢者の多様なニーズや事情により、生活支援等サービスが容易に受けられる高齢者向け賃貸住宅の供給が求められています。

また、中山間地域・過疎地域において、冬期間限定など一時的に集まって住むための高齢者向けの賃貸住宅の供給が求められています。

このことから、県、市町村が連携し、関係団体、医療、社会福祉事業者等へ各種支援事業に関する情報提供や活用支援を行うことにより、高齢者向け賃貸住宅等の供給を促進します。

特に、サービス付き高齢者向け住宅の登録に当たっては、まちづくりや介護行政等の主体である地元市町村が、各地域での地域包括ケアシステムの構築やまちづくりとの連携等を図るため、医療・介護担当部局も含めて、立地地域の適正について検討するよう努めます。

○主な施策や事業等

- サービス付き高齢者向け住宅整備事業を活用した供給及び適正立地の促進
- 住宅団地の空き地等を活用したサービス付き高齢者向け住宅や生活支援施設の誘導
- 冬期間などに限定した公的賃貸住宅などの供給
- 市町村高齢者居住安定確保計画の策定

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

【登録基準】（※有料老人ホームも登録可）

- 《ハード》
 - ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）
- 《サービス》
 - ・サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）
 - 【サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等】
- 《契約内容》
 - ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
 - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
 - ・前払金に関して入居者保護が図られていること（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らしている



サービス付き高齢者向け住宅

24時間対応の
訪問看護・介護
「定期巡回
随時対応サービス」

診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター
定期巡回随時対応サービス（新設）

出典：国土交通省

【 サービス付き高齢者向け住宅に関する登録基準 】

本県におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録基準は、高齢者が安心して住まいを選択することができることを目的に、サービス付き高齢者向け住宅が将来にわたって「住宅」としての機能や品質を保持できるための最低限の基準として以下のとおり定めます。

項目	内容
入居者	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の者又は要介護もしくは要支援認定を受けている者。 ・60歳以上の者又は要介護もしくは要支援認定を受けている者と同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族）で構成される世帯。 ・上記の他、福島県知事又は中核市の長が入居することがやむを得ないと認める世帯。
住宅 (規模・設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・各居住部分の床面積が、原則25平方メートル以上であること。 (ただし、居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合※1は、18平方メートル以上) ※1 「十分な面積を有する場合」とは、居住部分の床面積の25平方メートルからの差の合計が、共同の居間、食堂、台所、収納設備、浴室等の面積の合計以下であることをいう。 ・各居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること。 (ただし、共有部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合※2は、居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない) ※2 「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、それぞれ共同とした設備が以下の基準に合致する場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・台所 台所が設置されていない住戸がある階当たり、かつ台所が設置されていない住戸10戸当たり1箇所以上の台所(以下「設置すべき台所」という。)を設けること。ただし、次の全てに該当する場合は、当該階当たり1箇所以上の台所を設置すれば足りるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 設置すべき台所と同等以上の機能(規模・設備)を有すること。 二 入居者の求めに応じて、調理介助のサービスが提供されること。 三 台所と隣接して入居者が共同で利用する食堂が設けられていること。 ・収納設備 収納は住戸毎に区分されていること。 ・浴室 浴室が設けられていない住戸10戸当たり浴室の数が1以上設けられていること。複数の人が入浴できる浴槽を備えた共同浴場の場合は同時に利用できる人数に10を乗じた数が、浴室を設けていない戸数以上であること。また、特殊浴槽(機械浴又は個人浴)についてはそれぞれ浴室が1設けられているものとみなす。 ・施設等が併設されている住宅で施設部分に上記の設備が備えられている場合は、入居者が利用したい時に利用できる場合に限り、各設備が設置個数だけ設けられているものとみなす。 ・バリアフリー構造(加齢対応構造等)であること。(段差解消、廊下幅の確保、手すりの設置など)
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活支援サービスを提供すること。(安否確認・生活相談サービスは必須) ・常駐しない時間帯は緊急通報システムにより対応すること。 ・状況把握サービスは1日1回以上行うこと。
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による契約であること。 ・高齢者の居住の安定が図られた契約内容であること。 ・前払家賃等を受領する場合、返還ルール及び保全措置が講じられていること。 ・家賃等前払金に関する債務保証があること。 ・その他、関係法令に照らして適切であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸の界壁は遮音性能を有すること。 ・事業者は状況把握・生活相談サービスに関する記録を付け、建物内に備えること。なお、帳簿は5年間保存すること。 ・本計画が施行された日に既に登録となったサービス付き高齢者向け住宅又は登録の申請が受理された住宅は本基準に適合しているものとみなす。また、登録更新時も同様とする。

【表1 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準】

③ 公営住宅等による居住の安定確保

住まいに困窮する高齢者に対して、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給が求められています。

公営住宅を長期にわたって有効に活用していくため、公営住宅等長寿命化計画等により住棟毎の活用計画、建替・改善等計画を定め、計画的かつ効率的な建替、改善等を進めます。

ストックの建替、改善等においては、耐震性、耐久性、省エネルギー性能、バリアフリー性能の確保に努めるとともに、世帯人員、高齢者等の身体状況に応じた床面積・設備を備えたものとします。

高齢者等の入居機会や居住環境を確保するため、適正な公営住宅の供給に努めます。

また、特に所得の低い世帯には減免制度を適用し、居住の安定を図ってまいります。

さらに、家賃債務保証制度の活用などにより連帯保証人を確保できない高齢者の入居を進めてまいります。

○主な施策や事業等

- 高齢者世帯に配慮した住戸への改善
- 退去後の早急な修繕による新たな入居需要への迅速な対応
- 高齢者世帯などの優先入居の実施
- 優先入居の対象世帯毎の実情を勘案した募集
- 高額所得者や収入超過者の退去促進
- 市町村による一人暮らしの高齢者の見守り体制の充実
- 連帯保証人制度の弾力的な運用

④ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

サービス付き高齢者向け住宅は、入居を希望する高齢者が容易に情報を得ることができるように登録制となっており、登録に当たっては面積や設備等の一定の基準を満たす必要があります。また、登録基準には、生活支援等サービスの内容が含まれており、高齢者の心身状況に応じて適切なサービスが供給されることを目的に、必要な基準を定めています。

また、セーフティネット住宅は、賃貸人が、入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性（高齢者、障がい者等）を選択して登録することができるようになっており、登録機関は、できるだけ多様な世帯が入居可能となるよう働きかけることが大切です。特に、高齢者については、可能な限り入居を拒まないよう申請者に理解を求めることにより高齢者の居住の安定確保を図ります。

これら住宅に入居する高齢者が安心して生活できるよう、登録内容に従い適正に運営・管理されていることを福祉部局、住宅部局が連携し、適切に監視・指導を行うとともに、入居拒否・入居差別を受けた高齢者等からの苦情や相談に対して迅速かつ適切に応じます。

特に、サービス付き高齢者向け住宅においては、入居者が自らの意思で医療・介護サービス事業所を選択できるような契約内容・運営実態であることを確認し、必要に応じて、登録事業者へ指導等を行ってまいります。

また、近年、有料老人ホーム等の施設で火災による人的被害が発生していることから、サービス付き高齢者向け住宅等の供給者は、高齢者が入居する住宅であることを考慮し、避難設備、防火設備を必要十分に備えることとし、避難計画の作成や避難経路の確保・入居者への周知、避難訓練の適正実施などに努めることが重要です。

○主な施策や事業等

- サービス付き高齢者向け住宅の契約内容の確認・指導
- サービス付き高齢者向け住宅に係るサービスガイドラインへの適合性の確認・指導
- 関係機関と連携した検査・指示体制の構築
- 入居拒否・入居差別等に対する苦情や相談窓口の設置
- 地域優良賃貸住宅^{※8}やシルバーハウジングの適正な管理

^{※8} 地域優良賃貸住宅とは、一定の要件を満たす住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を整備した場合に、建設費などの補助が行われる住宅のことです。前身である特定優良賃貸住宅（一般型）や高齢者向け優良賃貸住宅は2011年の高齢者住まい法改正と併せて地域優良賃貸住宅に統一されました。

(3) 老人ホーム等施設の整備促進

① 生活支援、介護支援等が付いた老人ホーム等の整備促進

○養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の方であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を市町村長の措置により入所させ、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設です。

要介護認定を受けた養護老人ホームの入所者は、介護保険の居宅サービスを利用できる一方、施設は、養護老人ホームのまま介護保険上の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることができます。

養護老人ホームは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において虐待を受けた高齢者の受け皿となる施設のひとつとして位置づけられており、措置施設としての役割が期待されています。

○軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対して、低額な料金で日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

軽費老人ホーム事務費補助金については、入居者へのサービスの質の低下を招かないよう、また、入居者の経済的負担を軽減するために引き続き施設設置者に対して補助します。

軽費老人ホームは、介護保険の居宅サービスである特定施設入居者生活介護事業所^{※9}の指定を受けることができます。

要介護状態になっても住み続けることができるように特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた軽費老人ホームの整備を推進します。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

施設の整備にあたっては、今後とも、各高齢者福祉圏域の実情に即して整備を推進します。

引き続き、施設整備費等を補助することにより、計画的な施設整備を促進します。

^{※9} 特定施設入居者生活介護事業所とは、介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき行われる入浴・排泄・食事等を提供できる事業所のことです。

○介護老人保健施設

介護老人保健施設は、状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。

施設の整備にあたっては、要介護高齢者の自立を支援するための短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの機能を備えた施設の計画的な整備を促進します。

引き続き、施設整備費等を補助することにより、施設整備を促進します。

○介護療養型医療施設（介護療養病床）

介護療養型医療施設は、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換を進めるため、介護保険法の改正に伴い、2018年4月から転換への新しい受け皿として「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が創設されます。これに伴い、転換の経過措置期間も2023年度末まで延長されます。

現在入院している方やその家族が安心して生活できるよう十分に配慮しながら、介護療養病床から介護老人保健施設等への円滑な転換を促進します。

○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護（予防）サービスが受けられる施設です。

事業所の指定及び指導・監督を行う市町村に対し、技術的な助言を行います。

② 有料老人ホームの適正な管理

有料老人ホームは、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事または健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。

また、介護保険の居宅サービスである特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることができます。

高齢者が長い期間を健康で、安全に、快適に暮らすために入居する施設であり、入居に際し高額の一時金を支払う場合があること、介護を始めとするサービスへの入居者の期待が大きい施設であることから、サービス水準の維持・向上や経営の安定性確保のため「福島県有料老人ホーム設置運営指導指針・要綱」に基づき施設の設置及び運営についての助言、指導、検査等を行います。

① 県北地域

○ 現状・課題

- ・ 7つの生活圏の中で高齢者数が最も多い地域です。
- ・ 在宅支援を強化するために、現在の持家を改修し介護の受けやすい体制を整えることが重要です。
- ・ 開発から40年近くが経過した郊外型住宅団地や公営住宅団地等では、建物の老朽化や高齢化が進行し、空き家や高齢者の一人暮らしが増加しています。
- ・ 一方で、団地住民、NPO法人等による地域再生の取り組みも行われており、地域コミュニティの活性化を継続して推進することが求められています。

○ 重点的に取り組むべき施策

- ・ 中心市街地へのサービス付き高齢者向け住宅等の誘導促進
- ・ 狭い賃貸住宅で暮らす子育て世帯と広い持ち家で暮らす高齢者単独世帯の住み替え誘導の検討
- ・ 高齢者の住宅の改修支援
- ・ 郊外型住宅団地におけるコミュニティ活性化を促進するための公営住宅の集会所や空き地等の活用推進

② 県中地域

○ 現状・課題

- ・ 高齢化率及び高齢者のいる世帯の割合が最も低い地域です。
- ・ ただし、地域内の人口が多いため、高齢者の数が比較的多い地域であり、賃貸住宅に住む割合も高いことから、生涯にわたって安心して居住できる賃貸住宅等の確保が必要です。

○ 重点的に取り組むべき施策

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・ 郡部や中山間地域における賃貸住宅供給の促進
- ・ 高齢者の住宅の改修支援

③ 県南地域

○ 現状・課題

- ・ 地域の全ての市町村において、高齢者向け住宅改修助成制度があります。
- ・ 高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化の割合が県内の生活圏の中で最も低い地域です。
- ・ 上記について、特に持家の割合について県内の生活圏の中で最も低く、地域包括ケアの実効性を高めるためには、持家のバリアフリー化率の向上が喫緊の課題となっています。

○重点的に取り組むべき施策

- ・高齢者の住宅の改修支援
- ・中心市街地へのサービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・多世代の同居・近居等の施策を推進

④会津地域

○現状・課題

- ・高齢化率が高く、持家率も高い地域です。
- ・冬期間の寒さが厳しい地域ですが、古い住宅に居住している高齢者が多く、持家の断熱改修、バリアフリー改修、耐震改修等を促進する必要があります。
- ・中山間地域では積雪量が多く、古い住宅に高齢者が居住しており、冬期の安全な生活を確保するため、地域コミュニティによる除雪等の支え合いや公的賃貸住宅等の空き家を活用した集住などが求められています。
- ・また、冬期間の除雪のほか、年間を通して見守りや話し相手等の確保などのソフト対策を推進する必要があります。

○重点的に取り組むべき施策

- ・高齢者の住宅の改修支援
- ・公的賃貸住宅等の空き家を活用した冬期間の一時的な集住の促進
- ・冬期間における除雪支援や見守り支援などのソフト対策の推進

⑤南会津地域

○現状・課題

- ・高齢化率が特に高く、持ち家率も非常に高い地域です。また、他の地域と比較して、古くからのコミュニティが維持されている地域でもあります。持ち家率が非常に高いことから、現在住んでいる持家での生活を確保しつつ、住宅の断熱改修、バリアフリー改修、耐震改修等を促進する必要があります。
- ・積雪量が多く、冬期に外出が少なく孤立状態となる懸念があることから、安全な生活を確保するための公的賃貸住宅やグループホームなどの環境整備が必要です。
- ・克雪対策事業による住宅の落雪型屋根への改修補助のほか、高齢者宅の除雪支援、家にこもりがちとなる冬期間の見守り支援などのソフト対策を推進する必要があります。

○重点的に取り組むべき施策

- ・高齢者の住宅の改修支援
- ・公的賃貸住宅等の空き家を活用した冬期間の一時的な集住の促進
- ・冬期間における除雪支援や見守り支援などのソフト対策の推進

⑥相双地域（相馬地方）

○現状・課題

- ・東日本大震災で津波被害を大きく受けた地域であり、高齢者の安定的な居住の確保のため、生活再建が急務となっています。
- ・南相馬市や飯舘村では避難指示が段階的に解除されてきており、避難している高齢者の居住の安定確保と帰還実現を図るため、帰還者向け災害公営住宅^{※9}の整備等が求められています。
- ・公営住宅に住んでいる高齢者の割合が高い地域です。しかし、公営住宅の老朽化が進んでおり、計画的な修繕や建替えを行う必要があります。
- ・高齢者の帰還には介護施設が不可欠ですが、人材不足から施設をフル稼働できない状況であり、人材確保とともにその受け皿となる住宅の確保が急務となっています。

○重点的に取り組むべき施策

- ・復興公営住宅等における高齢者の生活支援
- ・帰還者向け災害公営住宅の整備推進
- ・二重ローン対策による被災者の多重債務解消に向けた支援
- ・高齢者の住宅のバリアフリー改修等の促進
- ・公的賃貸住宅のストックの有効な利活用
- ・避難解除等区域における劣化、損傷住宅の再建支援
- ・地域において介護を担う人材の確保・養成及びその住宅の確保

⑦相双地域（双葉地方）

○現状・課題

- ・原子力災害によりすべての町村で役場機能が一時移転し、現在も一部区域で立入り等が制限されています。
- ・持家の平均延べ面積が大きい地域ですが、現在は県内外各所の仮設住宅等に避難を継続されている方が多数おり、コミュニティが分散し希薄化するなど生活環境の悪化が懸念されます。
- ・現在の居住環境を維持するために応急仮設住宅の適切な修繕を実施するとともに、恒久的な住宅への円滑な住替えや帰還を図ることができるよう、帰還者向け災害公営住宅の整備等を推進することが求められています。
- ・高齢者世帯はそれ以外の世代の世帯より、元の住宅や地域へ帰還したいという意向が多くなっています。しかし、地震による損傷を修繕できないまま避難が長期化していることで、劣化や損傷が進んでいる住宅が多数あることから、被害を受けた住宅を含め、持家を的確に調査し改修等を支援する必要があります。

^{※9} 帰還者向け災害公営住宅とは、原子力災害により避難を余儀なくされた地元住民の帰還後における居住の安定確保を図るため、地元市町村が整備、管理する低廉な家賃の公営住宅です。

- ・避難先に高齢者等サポート拠点を設置していますが、帰還が進めば地元にもサポート拠点が必要となり、人材確保とともにその受け皿となる住宅の確保が急務となっています。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、早急に地域コミュニティを再生・修復する必要があります。

○重点的に取り組むべき施策

- ・復興公営住宅における高齢者の生活支援
- ・帰還者向け災害公営住宅の整備推進
- ・二重ローン対策による被災者の多重債務解消に向けた支援
- ・避難解除等区域における家屋の損傷の実態調査と改修支援
- ・高齢者等サポート拠点による介護サービス等の提供
- ・地域において介護を担う人材の確保・養成及びその住宅の確保

⑧いわき地域

○現状・課題

- ・東日本大震災やその後の余震などで住宅被害が県内で最も多く発生し、また多くの避難者を受け入れていることで、住宅不足や公共・医療サービスの負担等の諸問題があり、本格的な復旧・復興に影響を及ぼしている状況です。
- ・こうしたことから、慢性的に住宅が不足しており、民間賃貸住宅の活用を図りながら、復興公営住宅等で補完を行い、住宅及び居住環境の改善を図る必要があります。
- ・また、多くの避難者を受け入れていることや復興公営住宅への入居が開始されたことにより、地域コミュニティの維持・再構築が求められています。
- ・他の地域に比して、高齢者世帯が賃貸住宅に住む割合の高い地域です。今後はさらに増加が想定されるため、高齢者向け賃貸住宅の供給を促進する必要があります。
- ・介護サービス事業所の数が多く、少ない人材（介護力）がさらに分散されていることなどから、介護負担が過重となり、離職やサービスの質の低下に繋がっていくことが懸念されています。

○重点的に取り組むべき施策

- ・復興公営住宅における高齢者の生活支援
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・高齢者の住宅のバリアフリー改修等の促進
- ・地域において介護を担う人材の確保・養成及びその住宅の確保
- ・賃貸住宅や有料老人ホーム等への入居等に際して、保証人や引受人の確保が困難な高齢者支援策の検討
- ・身体状況や生活環境の変化に応じて転居することに関する意識の醸成と仕組みづくりについての調査・研究

VI 施策推進のための役割・体制

1 行政の役割

高齢者が健康で元気な生活が送れるように、福祉施策や住宅施策が連携して本計画を推進していくことが重要です。また、福祉施策と住宅施策の連携は県だけではなく、より住民に身近で、それぞれの施策の基礎的な役割を担う市町村にも求められます。そこで、県と市町村の関係部局が互いに緊密な連携を図りながら本計画を推進していきます。

また、2016年8月20日の法改正に伴い、介護保険行政の主体である市町村においても都道府県と協議の上、高齢者居住安定確保計画の策定が可能となったことから、市町村は地域における高齢者の居住の実情を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に対して、入居者の利便性向上や必要な医療・介護サービスの円滑な提供を図るため、関連部局と連携しながら、意見を積極的に述べるとともに、登録基準の追加、強化・緩和や居住誘導区域の設定などに関する市町村高齢者居住安定確保計画の策定に努めます。

県は、これら市町村の主体的な取組が進展するよう、福祉・住宅連携会議の開催等を通じた関係部局間の情報共有や技術的助言等を実施していきます。

さらに、計画の推進にあたり高齢者の住まいの状況を総合的に検討する「福島県住宅政策検討会議や高齢者居住検討部会」において、計画の進捗状況を評価・検証を行うとともに、課題の抽出や効果的な施策展開の検討を行い、計画の見直しに反映していきます。

2 施策の推進にあたって

県や市町村、高齢者の住まいやサービスを提供する事業者、NPO法人等が、高齢者の豊かな生活の実現のため、共に連携し、課題の把握・共有、情報交換・発信、施策立案等を実践していくことが重要です。

また、地域福祉の向上を推進するためには、コミュニティの維持・再生や地域住民の相互協力が不可欠であり、地域福祉計画に基づき、県・市町村に加え社会福祉協議会やボランティア・NPO法人等を通じた地域住民の社会福祉活動への積極的な参加が重要です。

そこで、県では2012年7月に「福島県居住支援協議会」を設立し、高齢者の居住の安定確保を目指すため、県や市町村、福祉法人や不動産関係団体等の行政と民間が一体となって今後の高齢社会を支える住まいの提供に努めていきます。

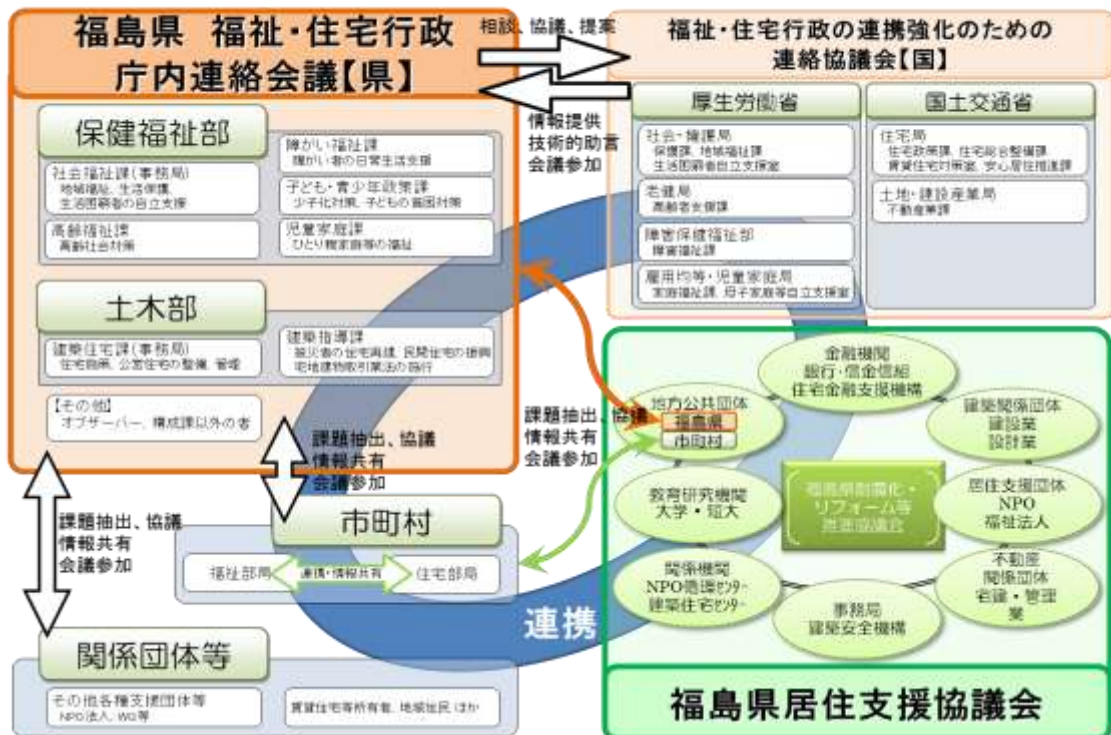
さらに、中核市、比較的規模の大きな市町村においては、自ら支援協議会を設置するよう努め、それ以外の市町村にあっては、可能な限り県支援協議会の活動に積極的に取り組みます。



福島県居住支援協議会のイメージ

また、県は2017年7月4日に「福島県福祉・住宅行政 庁内連絡会議」を設立し、福祉と住宅の更なる連携強化のもと、高齢者の居住の安定確保に努め、市町村は、住宅セーフティネットの主体として、組織内における福祉と住宅の連携体制の強化と地域の実情に即した効果的な施策の実践に努めてまいります。

【福島県福祉・住宅行政庁内連絡会議と国・市町村等との連携イメージ】



Ⅶ 資 料

(1) 県の総人口と高齢者数の推移

(単位：人)

	総人口 (A)	65歳以上 (B)	75歳以上 (C)	高齢化率			
				福島県		全国	
				65歳以上 (B/A') (B/A')	75歳以上 (C/A') (C/A')	65歳以上	75歳以上
1975年	1,970,616	180,356	58,032	9.2%	2.9%	7.9%	2.5%
1980年	2,035,272	212,704	73,462	10.5%	3.6%	9.1%	3.1%
1985年	2,080,304	247,947	92,029	11.9%	4.4%	10.3%	3.9%
1990年	2,104,058	301,552	116,455	14.3%	5.5%	12.0%	4.8%
1995年	2,133,592	371,572	141,844	17.4%	6.6%	14.5%	5.7%
2000年	2,126,935	431,797	180,564	20.3%	8.5%	17.3%	7.1%
2005年	2,091,319	474,860	232,842	22.7%	11.1%	20.1%	9.1%
2010年	2,029,064	504,451	272,653	25.0%	13.5%	23.0%	11.1%
2014年	1,936,630	533,906	284,559	27.7%	14.8%	26.0%	12.5%
2017年	1,923,165	565,037	291,364	29.4%	15.2%	27.8%	13.8%
2020年	1,873,538	605,748	312,926	32.3%	16.7%	28.9%	14.9%
2025年	1,780,166	614,859	344,208	34.5%	19.3%	30.0%	17.8%
2030年	1,684,358	608,330	370,359	36.1%	22.0%	31.2%	19.2%
2035年	1,586,584	592,756	375,382	37.4%	23.7%	32.8%	19.6%

資料：1975年から2010年までは国勢調査、2014年（10月1日現在）は福島県現住人口調査、2017年は市町村に照会した10月1日現在の住民基本台帳における人口より算出、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（2013年3月推計）」、全国の高齢化率の2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017）」 ※ 高齢化率の分母は、総人口から年齢不詳人口を除いたもの。

(2) 県の総世帯数と高齢者世帯数の推移

(単位：人)

	総世帯数	高齢者世帯		
		総数	単独世帯	夫婦のみ世帯
2010年	720,794	235,583	59,534	69,258
2015年	737,598	273,639	77,583	79,401
2020年	711,000	299,000	84,000	88,000
2025年	687,000	304,000	89,000	92,000
2030年	660,000	299,000	92,000	92,000
2035年	630,000	289,000	94,000	88,000

資料：2010、2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014年4月推計）」

(3) 要介護（要支援）認定者数の推移

区分		要支援・要介護認定者数(第1号被保険者) (人)							合計 (A)	高齢者数 (人)
		要支援 1	要支援2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
実績値	2003年	7,315		18,383	10,557	8,108	7,755	8,274	60,392	460,596
	構成比(%)	12.1		30.5	17.5	13.4	12.8	13.7	100.0	
	2004年	7,822		21,309	10,499	8,948	8,601	8,798	65,977	465,754
	構成比(%)	11.9		32.3	15.9	13.6	13.0	13.3	100.0	
	2005年	8,196		23,159	11,041	9,697	9,179	8,880	70,152	474,860
	構成比(%)	11.7		33.0	15.7	13.8	13.1	12.7	100.0	
	2006年	7,884	6,707	16,813	12,468	10,633	9,885	9,245	73,635	482,235
	構成比(%)	10.7	9.1	22.8	16.9	14.5	13.4	12.6	100.0	
	2007年	7,110	10,941	10,878	13,882	12,135	10,614	9,853	75,413	489,957
	構成比(%)	9.4	14.5	14.4	18.4	16.1	14.1	13.1	100.0	
	2008年	7,520	11,585	10,947	14,000	12,848	11,074	10,267	78,241	496,753
	構成比(%)	9.6	14.8	14.0	17.9	16.4	14.2	13.1	100.0	
	2009年	8,303	11,332	12,127	14,198	12,953	11,544	10,764	81,221	504,781
	構成比(%)	10.2	14.0	14.9	17.5	15.9	14.2	13.3	100.0	
	2010年	9,711	10,440	13,755	14,596	12,035	12,174	11,526	84,237	504,451
	構成比(%)	11.5	12.4	16.3	17.3	14.3	14.5	13.7	100.0	
	2011年	9,587	10,424	14,339	14,886	12,157	11,860	11,146	84,399	498,076
	構成比(%)	11.4	12.4	17.0	17.6	14.4	14.0	13.2	100.0	
	2012年	10,089	12,006	15,666	16,932	13,266	12,966	11,745	92,670	507,662
	構成比(%)	10.9	12.9	16.9	18.3	14.3	14.0	12.7	100.0	
2013年	10,866	12,633	17,040	17,938	13,992	13,397	11,730	97,596	520,786	
構成比(%)	11.1	13.0	17.5	18.4	14.3	13.7	12.0	100.0		
2014年	10,935	13,302	18,209	18,439	14,527	13,540	11,514	100,466	533,906	
構成比(%)	10.9	13.2	18.1	18.4	14.4	13.5	11.5	100.0		
2015年	11,288	13,560	19,240	19,234	14,809	13,906	11,357	103,394	545,014	
構成比(%)	10.9	13.1	18.6	18.6	14.3	13.5	11.0	100.0		
2016年	11,389	13,369	20,290	19,652	15,131	14,078	11,302	105,211	555,421	
構成比(%)	10.8	12.7	19.3	18.7	14.4	13.4	10.7	100.0		
2017年	11,876	13,816	20,782	19,868	15,498	14,346	11,230	107,416	565,037	
構成比(%)	11.0	12.9	19.3	18.5	14.4	13.4	10.5	100.0		
推計値	2018年	12,048	14,028	21,491	20,306	16,012	14,603	11,682	110,170	571,825
	構成比(%)	10.9	12.7	19.5	18.5	14.5	13.3	10.6	100.0	
	2019年	12,396	14,340	22,259	20,621	16,559	14,765	12,038	112,978	577,706
	構成比(%)	11.0	12.7	19.7	18.2	14.7	13.0	10.7	100.0	
	2020年	12,832	14,776	23,090	20,923	17,139	14,978	12,446	116,184	583,160
構成比(%)	11.0	12.7	19.9	18.0	14.8	12.9	10.7	100.0		
2025年	13,743	16,010	25,574	22,456	18,984	16,031	13,725	126,523	593,318	
構成比(%)	10.9	12.7	20.2	17.7	15.0	12.7	10.8	100.0		

資料：要介護（要支援）認定者数は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）。

※1 2003年～2005年の「要支援1」の欄は旧要支援で、2006年の経過的要介護は要支援1に含む。

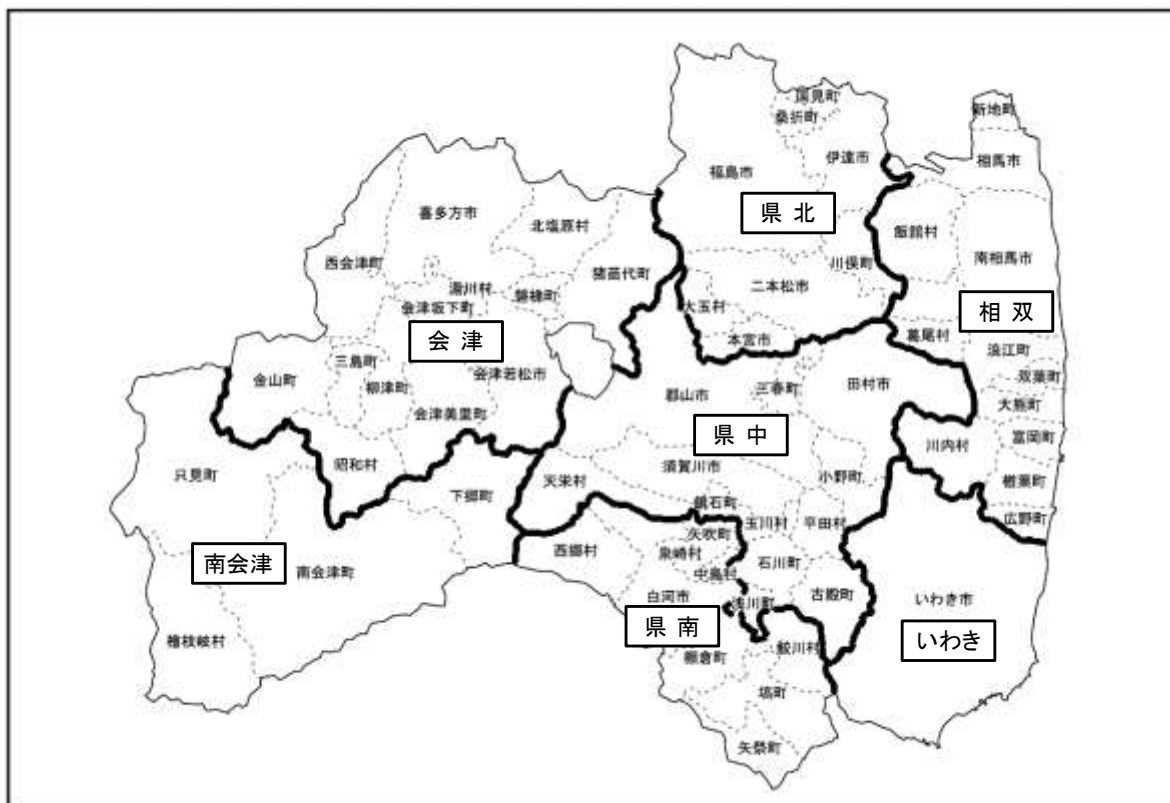
※2 2011年は、東日本大震災と原子力災害により双葉郡町村で集計ができなかったため算入していない。

※3 2018年度～2020年度、2025年度は、各市町村の第七次介護保険事業計画における推計値の合計。

※4 高齢者数は、2000年、2005年、2010年は国勢調査、2001年～2004年、2006年～2009年、2011年～2016年は福島県現住人口調査、2017年は住民基本台帳、2018年～2020年、2025年は各市町村の第七次介護保険事業計画における推計値の合計による。

(4) 高齢者福祉圏域

高齢者福祉圏域	所管事務所	構成市町村
県北	県北保健福祉事務所	福島市、二本松市、伊達市、本宮市 伊達郡及び安達郡内の町村
県中	県中保健福祉事務所	郡山市、須賀川市、田村市 岩瀬郡、石川郡及び田村郡内の町村
県南	県南保健福祉事務所	白河市 西白河郡及び東白川郡内の町村
会津	会津保健福祉事務所	会津若松市、喜多方市 耶麻郡、河沼郡及び大沼郡内の町村
南会津	南会津保健福祉事務所	南会津郡内の町村
相双	相双保健福祉事務所	相馬市、南相馬市 双葉郡及び相馬郡内の町村
いわき	いわき地方振興局	いわき市



圏域別年齢構成別人口（2017年10月1日現在）

（単位：人）

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	高齢化率	75歳以上	後期高齢化率
県北	473,789	54,860	277,392	141,537	29.9%	72,739	15.4%
県中	528,521	66,038	321,593	140,890	26.7%	70,421	13.3%
県南	143,980	18,388	85,157	40,435	28.1%	20,825	14.5%
会津	246,767	28,699	137,660	80,408	32.6%	44,761	18.1%
南会津	27,048	2,589	13,582	10,877	40.2%	6,625	24.5%
相双	175,569	19,652	100,641	55,276	31.5%	28,032	16.0%
いわき	327,491	39,495	192,382	95,614	29.2%	47,961	14.6%
県全体	1,923,165	229,721	1,128,407	565,037	29.4%	291,364	15.2%

資料：市町村に照会した10月1日現在の住民基本台帳における人口

